

市民参加条例の検証に向けた意見交換会 VOL.1 意見まとめ

<開催概要>

日 時 平成28年7月30日（土） 10時～12時

場 所 茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室1

参加人数 7名

概 要 冒頭に市民参加条例の概要や、施行状況を説明した後、検証のために行っているアンケートやヒアリングの結果を説明した。

その後、ワークショップ形式で、市民参加条例や市民参加に関する課題の意見出しと、分類わけを行った。

※ 意見交換会の開催後、8月22日までの24日間、追加での意見提出を受け付けた。

【職員の姿勢・能力について】

- ・市職員が、自治基本条例や市民参加条例についてしっかりと理解していない。
- ・情報共有等、市政運営の原則となる部分を理解していない。
- ・意見に対して、しっかりと向き合った回答が欲しい。
- ・計画や条例は、それを作ることが目的になっている。
- ・職員研修において、条例の理念や考え方を伝える講義形式で行うのではなく、各課の事務や窓口での事案を想定して、実践的な取り組みを行うべきである。
- ・「市民参加手法を実施すること」だけが目的になるような、形式的な運用になっている。

【情報共有や、信頼関係の構築について】

- ・すべての施策において説明が足りない。
- ・意見交換会や説明会で、市の説明のみが行われ、意見を言う時間がないことがある。

【情報発信について】

- ・意見を提出しても、その結果がどうなったのかが分からない。
- ・市民の意見を反映し、何か制度や条例を改善したり、変更することがあったのであれば、その様子や理由を公表し、他の市民にも知らせてほしい。
- ・意見が提出され、どのように変化があったのかどうか、PRを大きくするべき。
- ・アンケートを実施するときは、目的を明確にするべき。
- ・今に至るまでの過程が公表されておらず、ないものとされていると感じる。
- ・審議会の開催情報等、市ホームページに誤った情報が載っていることがある。
- ・会議を開催したのに、議事録を残していない。
- ・ホームページが見づらい。

【審議会について】

- ・団体の代表を委員として置いているものについて、その人が多くの審議会の委員を兼任していることがあり、多様性が確保されていない。
- ・市民委員がない、あるいは少ない審議会が多い。
- ・傍聴をきっかけに市民参加が始まるもので、その環境を整えるべき。
- ・審議会は市民参加の方法として、市民参加条例に位置付けるべき。
- ・市民委員については、持っている知識や意欲を確認した上で選任するべき。

【パブリックコメント手続について】

- ・それぞれの案件を、パブコメにかける基準がわからない。
- ・条例を制定する際に、「考え方」をパブコメにかける流れが多いが、それが具体的な条例になった際に、内容が大きく異なってしまふことがあり、その過程が不明確である。
- ・「その他の意見」というまとめ方はすべきではない。現在「その他の意見」として扱っているような意見については、回答は出さなくてもよいが、出された意見として一覧で公表すべき。
- ・出した意見に対して、もっと詳しい回答が欲しい。意見の内容についても、広報紙などに載せてほしい。

【政策提案手続について】

- ・政策提案の件数が少ない。もっとPRするべきである。

【市民参加や、市民参加条例の全般について】

- ・公共施設の建設など、多様な意見を取り入れるためには、「素案」段階に至らない当初の段階から、丁寧に機会をつくっていく必要がある。
- ・計画等を策定する際には、パブリックコメントや意見交換会等、一度のものだけでなく、検討委員会を設置するべき。
- ・条例等を制定する際に、学識の意見聴取を行うことがあるが、複数名に対して1名ずつ意見を聴取するのではなく、複数名が議論する形で意見を聴取していくべきである。
- ・市民参加をする市民が増えるように、おたのしみの要素を設けることがよいのではないかな。
- ・条例についてのPRをもっとしていくべき。
- ・「市は、市民参加の方法により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない」と示しているが、条文になお「議会や市長等による検討が欠かせない」ということを持ち出し、市民の意見や提案を防いでいるように感じる。
- ・行政が市民の意見や提案をどのように取り上げ、どのように反映するのかが不明確。
- ・「市民参加条例検証委員会」のように、会議体を設置し、市民参加を推進するために定期

的な検討を行うことと、この委員会が市民の提案や苦情の窓口となることを期待する。

- ・市の責務に、「市は、庁内などにおいての市民参加条例の周知及び推進の状況を確認する」という文言を入れることを検討してほしい。
- ・市民参加条例のパンフレットに記載する「市民参加の方法」に、議会や各委員会、各審議会等の傍聴を入れてほしい。
- ・市民参加の状況や、市民参加の推進に尽力している職員の取材映像などを、公共施設や市内の商業施設、郵便局等多様な施設で流してもらおうと良い。
- ・地域の掲示板に、各審議会等、ワークショップ、議会などの案内や傍聴の情報を掲示するとよい。

今後の予定

9月10日（土） 市民参加条例の検証に向けた意見交換会 Vol.2

9月25日（日） 市民参加条例の検証に向けた意見交換会 Vol.3